

会 員 規 程

一般社団法人 微生物制御技術機構

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人 微生物制御技術機構（以下「本機構」という。）定款第11条の規定に基づき、本機構の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 本機構には、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この目的に賛同して入会した個人、法人又は団体のうち、代表理事宛に入社を申し込み、代表理事の承認を受けた者
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した正会員以外の個人
- (3) コンソーシアム会員 データのアップロード/ダウンロードを行う法人又は団体
- (4) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した正会員以外の法人又は団体、個人
- (5) 特別会員 社員総会において推薦を受けた個人
- (6) 名誉会員 この法人に功労があった個人で総会において推薦を受けた個人
- (7) 賛助会員 この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した法人又は団体

(会 費)

第3条 本機構の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、個人会員、コンソーシアム会員、団体会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費規程により、会費を納めなければならない。

2 会員がすでに納入した入会金及び会費は返還しない。

(入会金)

第4条 本機構の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 本機構への入会の可否は、次に掲げる基準を基に代表理事が決定する。

- (1) 本会の目的に賛同するものであること。
 - (2) 本機構の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
 - (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。
- 3 代表理事において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。
- 4 前3項の規程にかかわらず、特別会員の入会については、代表理事が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。また名誉会員の入会については、総会が承認し、本人が入会を承諾するこ

とにより成立する。

5 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 入会者は、すみやかに入会金及び会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別会員及び名誉会員については、入会金及び会費の支払を要しない。

(退 会)

第6条 定款第9条第2項に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。

(変 更)

第7条 この規程は、定款第11条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から適用する。